

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成29年 3 月 31 日

金 曜 日

号 外(15)

目 次

災害対策本部訓令

○富山県災害対策本部の組織及び運営に関する規程の一部を改正する訓令

1

訓 令

富山県災害対策本部の組織及び運営に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定め、公表する。

平成29年 3 月 31 日

富山県災害対策本部長

富山県知事 石 井 隆 一

富山県災害対策本部訓令第 1 号

富山県災害対策本部の組織及び運営に関する規程の一部を改正する訓令

富山県災害対策本部の組織及び運営に関する規程（昭和46年富山県災害対策本部訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 3 項中「知事政策部総務班」を「総合政策部総務班」に改める。

第 7 条第 2 項中「知事政策局長」を「総合政策局長」に改める。

別表 1 中	「	知 事 政 策 部 （ 知 事 政 策 局 長 知事政策局次長及 び総合交通政策室長 ）	本部の運営、各部との連絡調整、政府、国会その他の機関に対する要望事項の取りまとめ、交通対策等に関すること。	を	」

「	総 合 政 策 部 （ 総 合 政 策 局 長 総合政策局次長及 び企画調整室長 ）	本部の運営、各部との連絡調整、政府、国会その他の機関に対する要望事項の取りまとめ等に関すること。	に、

「	知 事 政 策 班 知 事 政 策 局 課 長 知 事 政 策 局 員 (防 災 ・ 危 機 管 理 課 員 、 消 防 課 員 、 秘 書 課 員 及 び 総 合 交 通 政 策 室 員 を 除 く 。)	1 政府、国会その他の機関に対する要望事項の取りま とめに関すること。
		2 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整に関する こと。
		3 私立学校の災害対策に関すること。
		4 体育施設の災害対策に関すること。
		5 他班実施事項の応援に関すること。

を

「	企 画 調 整 班 (企 画 調 整 室 課 長) (企 画 調 整 室 員)	1 政府、国会その他の機関に対する要望事項の取りま とめに関すること。
		2 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整に関する こと。
		3 私立学校の災害対策に関すること。
		4 他班実施事項の応援に関すること。

に、

「	航 空 政 策 班 (総 合 交 通 政 策 室 課 長 (航 空 政 策 担 当) 総 合 交 通 政 策 室 員)	1 富山空港の災害予防及び災害応急対策に関する こと。
		2 緊急物資の輸送に係る空港の使用に関すること。
	地 域 交 通 班 (総 合 交 通 政 策 室 課 長 (地 域 交 通 担 当) 総 合 交 通 政 策 室 員)	1 列車による緊急物資輸送の連絡調整に関するこ と。 2 公共交通機関 (列車及びバス) の被害に関する 情報の取りまとめに関すること。
「	応 援 班 (総 合 交 通 政 策 室 課 長 (新 幹 線 開 通 政 策 担 当) 総 合 交 通 政 策 室 員)	他班実施事項の応援に関すること。

を

「	ス ポ ー ツ 振 興 班 (ス ポ ー ツ 振 興 課 長) (ス ポ ー ツ 振 興 課 員)	1 体育施設の災害対策に関すること。
		2 他班実施事項の応援に関すること。
「	ボ ラ ン テ ィ ア 班 (少 子 化 対 策 ・ 県 民 活 躍 課 長) (少 子 化 対 策 ・ 県 民 活 躍 課 員)	1 災害時におけるボランティア活動に関すること。
		2 他班実施事項の応援に関すること。
「	国 際 班 (国 際 課 長) (国 際 課 員)	1 外国人の援護対策に関すること。
		2 他班実施事項の応援に関すること。

に、

「 観光・地域振興部 (観光・地域振興局長 観光・地域振興局次 長及び地方創生推進 室長)	観光・地域振興に係る 災害対策に関すること。	地 域 振 興 班 (地 域 振 興 課 長) (地 域 振 興 課 員)	部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整に関すること。
		応 援 1 班 (地 方 創 生 推 進 室 課 長) (地 方 創 生 ・ 人 口 減 少 対 策 担 当) 地 方 創 生 推 進 室 員 (地 域 振 興 課 員 を 除 く 。)	他班実施事項の応援に関すること。
		応 援 2 班 (地 方 創 生 推 進 室 課 長) (世 界 で 最 も 美 し い 富 山 湾 ・ 日 本 海 政 策 担 当) 地 方 創 生 推 進 室 員 (地 域 振 興 課 員 を 除 く 。)	他班実施事項の応援に関すること。
		観 光 班 (観 光 課 長) (観 光 課 員)	1 観光施設（観光旅館を含む。）の災害対策に関 すること。 2 観光客の災害応急対策に関すること。
		国 際 班 (国 際 課 長) (国 際 課 員)	1 外国人の援護対策に関すること。 2 他班実施事項の応援に関すること。

を

「 観光・交通・地域振興部 (観光・交通・地域振興局長 観光・交通・地域振 興局次長、観光振興 室長及び総合交通政 策室長)	観光・交通・地域振興に 係る災害対策に関するこ と。	地 域 振 興 班 (地 域 振 興 課 長) (地 域 振 興 課 員)	部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整に関すること。
		観 光 振 興 班 (観 光 振 興 室 課 長) (観 光 戦 略 担 当) 観 光 振 興 室 課 員	1 観光施設（観光旅館を含む。）の災害対策に関するこ と。 2 観光客の災害応急対策に関すること。
		応 援 1 班 (観 光 振 興 室 課 長) (コ ン ベ ン シ ョ ン ・ 販 売 創 出 担 当) 観 光 振 興 室 課 員	他班実施事項の応援に関すること。
		応 援 2 班 (観 光 振 興 室 課 長) (美 し い 富 山 湾 活 用 ・ 保 全 担 当) 観 光 振 興 室 課 員	他班実施事項の応援に関すること。
		航 空 政 策 班 (総 合 交 通 政 策 室 課 長 (航 空 政 策 担 当)) (総 合 交 通 政 策 室 員)	1 富山空港の災害予防及び災害応急対策に関すること。 2 緊急物資の輸送に係る空港の使用に関すること。

地域交通・新幹線政策班 <small>(総合交通政策室課長(地域交通・新幹線政策担当) 総合交通政策室員)</small>	1 列車による緊急物資輸送の連絡調整に関すること。 2 公共交通機関(列車及びバス)の被害に関する情報の取りまとめに関すること。 3 他班実施事項の応援に関すること。
--	---

に、

5 高度情報通信ネットワークの運用に関すること。

を

5 防災行政無線の運用に関すること。

に、

「		応 援 班 <small>(文化振興課長) (文化振興課員)</small>	他班実施事項の応援に関すること。
		ボランティア班 <small>(男女参画・県民協働課長) (男女参画・県民協働課員)</small>	災害時におけるボランティア活動に関すること。

を

「		応 援 班 <small>(文化振興課長) (文化振興課員)</small>	他班実施事項の応援に関すること。
---	--	---	------------------

に、

児童青年家庭班 (児童青年家庭課長) (児童青年家庭課員)

を

子ども支援班 (子ども支援課長) (子ども支援課員)

に改める。

附 則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

(防災・危機管理課)

平成29年 3 月 31 日印刷発行

発 行 富

山 県

富山県富山市新総曲輪 1 番 7 号

電話富山 076—444—3153番
